労働契約書（兼労働条件通知書）

　　（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）は、次のとおり労働契約を締結する。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用契約期問  | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日 |
| 就業場所  |  |
| 所在地  | 電話番号 |
| 業務内容  | ①　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　② その他上司が命ずる業務 |
| 契約出勤日 | 毎週　　　　　　曜日 |
| 契約勤務時問  | 午前　　時～午後　　時（実働　　時間） 休憩時問 有（　　時　　分～　　時　　分） 無 |
| 時問外労働  | 甲の時間外労働協定による１日　　時間、月間　　時間、年間　　　時間の範囲内とする。 |
| 貸金  | 基本給  | 時給　　　　　円 |
| 通勤手当  | 有［実費支給（１日　　　円以内）］ 無、 昇降給 有［ 　　　　　］ 無 |
| 賞与  | 有［ 　　　　　　　　　　　　　］ 無 |
| 退職金 | 有［ 　　　　　　　　　　　　　］ 無 |
| 法定の割増貸金  | 時間外労働 ２５% 深夜労働 ２５％ 休日労働 ３５％ |
| 賃金支払時の控除 | 1. 所得税、住民税、社会保険・労働保険料
2. 労使協定に基づく賃金控除有（　　　　　代、　　　　代） 無
 |
| 賃金支払方法  | 毎月の末日支払い（月末締め） |
| 年次有給休暇  | ６ヶ月継続勤務後、当初の１年間に１０ 日間 |
| 加入社会保険・労働保険  | 健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 |
| 契約期問中の退職・解雇  | 1. 契約期間中であっても、乙が事情により勤務することができないときは、１４日前に甲に申し出ることにより退職することができる。
2. 契約期間中であっても、乙の健康状態、能力、勤務態度その他に支障があり、業務を円滑に遂行することができないと、甲が判断した場合には、甲は当人を解雇することができる。
3. 勤続期間が２か月間を超えたパート社員を解雇する場合には、３０日以上前に予告するか、または３０日分の解雇予告手当（平均賃金の６０％）を支払う。
 |
| 労働契約の更新  | 1. 甲は、甲の業績、経営状況、業務量の増減、乙の能力、勤務態度、健康状態を総合的に 勘案し、乙の契約更新の有無を決定する。
2. 通算雇用期間が１年を超えるパート社員について契約更新をしない場合には、契約満了の３０日前までに本人に通知する。
3. 契約期間満了後、契約更新する場合であっても、通算契約期間は５年を上限とし、５年を超える契約の更新は行わない。
 |

甲

事業主

　　　　　　　　　印

 乙 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印